内閣府特命担当大臣(防災担当) 武田 良太 様

一般社団法人日本自閉症協会 会長 市川 宏伸

発達障害のある人への合理的配慮について 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」への提言

1. はじめに

東日本大震災や熊本地震など近年に起きた大きな災害で、自閉症をはじめとする発達障害のある人々が災害弱者として、被災した際に犠牲になったり、避難する上でも様々な困難が生じたりということがありました。内閣府におかれましては、既に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」を策定するなどの対策を講じていただいているところですが、今般当協会内に設置されている災害対策委員会において、発達障害のある人の福祉避難所の利用についての検討を行い、利用者目線でのあるべき姿をまとめましたので、上記ガイドラインへの提言としてここに起草致します。

2. 発達障害の特性とそれによって引き起こされる事態

(1) 慣れない場所や知らない人に対する不安が強い

慣れない場所や知らない人などに対し強い不安を示す人が多く、また、避難所に入ることができても、不安感などから大きな声を出すなど、周りの人が困るというようなことから、過去の災害時に避難所に入ることができなかったというようなケースが多数報告されています。

(2)聴覚が過敏

例えば、日常的な何でもない音(赤ちゃんの泣声、犬の吼え声、特定のテレビCM、電気器具の作動音など)に必要以上に反応してひどく不快がり、いつも耳をふさいでいる人もいます。このような特性から、避難所に要配慮者専用の部屋やスペースがあっても、発達障害以外の障害のある人と一緒になると、声に反応してその場に留まれなくなったり、声を発している人に向かっていってトラブルになったりということがあります。ご家族の中には、そうした事態を予想して、避難所に入ること自体を躊躇したりやめたりするというケースが少なからずありました。

(3)「こだわり」が強い

変化に対する強い不安から、物を置く位置、歩く道順、着替えの手順、生活の日課やスケジュールなど、決まったやり方にひどくこだわって、それらの変更にパニックなど

の抵抗を示す例が多くみられます。そのため初めて行く場所そのものにも抵抗を感じて、避難所の建物の前まで行っても中に入ることが出来ず、結局車中泊を余儀なくされたという家族も居ました。

(4)因果関係を理解しづらい

想像力が弱く、現象と理由の因果関係を理解することが苦手なため、概念的な捉え方や目の前の現実の状況への対応が出来ないことが多々あります。そのため、避難物資を受け取るために列に並ぶというマナーが分からず、列に割り込んだり、順番を待たずに持ってきてしまったりして、結果的に非常識であったり、非社会的行動をとったことになりがちです。

(5) 自分から必要な支援を訴えられない

知的な遅れを伴う自閉症のある人の場合は、そもそも発語がない、もしくは単語や二語文など十分な意思表示が出来ないことが少なくありません。またアスペルガーなど知的な遅れのない人でも、ものごとの全体像がつかめず、部分的なことばかりに注目する傾向や、過去の失敗体験(自分の思ったことや感じたことを、どう言っていいかわからない。言っても否定されてしまうのではないか、理解してもらえないのではないかといった、これまでの経験からくる不安)があるため、例えば本当に困っていることは別にあるのに口から出るのは目先のことだったり、深刻な状況に向き合い切れずに、違う些細な心配事を口に出したりしてしまうなど、他者からは理解しづらい表現になりがちです。

3. 福祉避難所において必要な発達障害のある人への合理的配慮について

(1)専用室の確保

慣れない場所、知らない人、音への配慮などから、発達障害のある人とその付き添い者のみが入れる部屋を確保すること。また、同様の課題を抱えた複数の家族が入ることへの対応として、室内に簡易なパーテーションを設置できるようにすること。

(2)日常利用施設(事業所)の指定

変化への不安や自分から必要な支援を訴えられないことに対する配慮としては、日常生活をなるべく崩さない様にするために通い慣れた施設(事業所)や、発達障害の支援に特化した施設等障害特性に理解のある支援者のいるところを福祉避難所に指定すること。もしくは、そうした支援者を福祉避難所に配置するよう努めること。

(3)避難物資の家族分一括支給

発達障害のある本人に、避難物資支給の列に並ぶことを強要するのではなく、その 家族や付き添い者が、一括して支給を受けられるようにすること。

4. ガイドラインへの提言

各自治体が上記のような対応をとれるように、ガイドラインの一部を次のように改訂

していただくことを提言致します。

合理的配慮の具体例につきましては、既に内閣府ホームページ内「合理的配慮等具体例データ集・合理的配慮サーチ」にてお示しいただいていますが、上記の福祉避難所における例示も加えていただき、合わせて周知することを重ねて提言致します。

改訂前

- 2.2.1 福祉避難所の指定要件、指定目標の設 定
- □ 市町村は、福祉避難所の対象となる者の 数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定要 件、指定目標を設定する。これらについて は各地方公共団体が定めるものであるが、 例えば、以下の要件が考えられる。
- 施設自体の安全性が確保されていること。

(略)

○ 施設内における要配慮者の安全性が確保 されていること。

(略)

- 要配慮者の<u>避難スペース</u>が確保されていること。
- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

改訂後

- 2.2.1 福祉避難所の指定要件、指定目標の設定
- □ 市町村は、福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、<u>当事者団体や専門機関等の意見を聴いた上で、</u>福祉避難所の指定要件、指定目標を設定する。これらについては各地方公共団体が定めるものであるが、例えば、以下の要件が考えられる。
- 施設自体の安全性が確保されていること。

(略)

○ 施設内における要配慮者の安全性が確保 されていること。

(略)

- 要配慮者の<u>合理的配慮のなされた避難ス</u> ペースが確保されていること。
- ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な<u>合理的配慮のなされた空間</u>を確保すること。

以上

[日本自閉症協会災害対策委員会]

委員長 石井啓(日本自閉症協会常任理事)

委員 大久保尚洋(日本自閉症協会常任理事) 津田明雄(日本自閉症協会理事) 高山孝信(茨城県自閉症協会会長) 小池朗(社会福祉法人嬉泉)

北川裕(社会福祉法人嬉泉)

事務局 大岡千恵子(日本自閉症協会) 陳野功(日本自閉症協会)